

千葉・茨城青司協合同研修会
松戸商工会議所
2026年8月8日（土）
15時30分～17時30分

入管法入門

東京都中央区新川1-22-12 ニッテイビル1102

TEL: 03-6264-8446 np@nippashi.com

にっぱし

司法書士 行政書士 新橋 利憲

はじめに

- 日本にいる外国人の人口
- 在留外国人と観光客の増加。その後やや減速中
- 法適用と外国人
- 本講義の目標

外国人の地位に関する法的根拠

- 国際法
 - 国家主権
- 憲法
 - マクリーン事件など
- 日本が締結している関連する主な国際条約
 - 難民条約
 - 難民の地位に関する議定書
ノン・ルフールマン原則
 - 外交関係に関するウィーン条約
 - 日米地位協定(U.S. – Japan Status of Forces Agreement、SOFA)
- 出入国管理及び難民認定法（入管法）

外国人の入国・在留

- ビザ(査証)
 - 在外公館の領事が、日本に入国しようとする外国人のパスポート、渡航目的などを審査して、入国が問題ない旨表示した証書
 - 外交・公用・就業・一般・短期滞在・通過・特定・医療滞在の8種類
- 在留資格
 - 日本に在留する間、一定の活動をすることができる、外国人に対し、入管法上与えられた資格又は法的地位

主務官庁

- I. 法務省 出入国在留管理庁
 - I. 在留資格認定証明書交付申請
 - II. 入国審査、入国後の在留管理など
- II. 外務省 在外公館（大使館・領事館）
 - I. 査証発行事務

入国手続

短期滞在

ビザ免除国

1. 入国

ビザ免除国以外

1. ビザ申請
2. 入国

事例

- A) 観光旅行で日本に来る。
- B) 国際会議に出席する。
- C) 日本の親族・知人を訪問する。
- D) 日本に出張する。

短期滞在以外

1. 在留資格認定証明書交付申請
 - Certificate of Eligibility (COE)
 - 標準処理期間 1～3か月
 - 本人または代理人による申請

2. ビザ申請
3. 入国

事例

- A) 株式会社Aは、海外在住の外国人Bを採用した。
- B) 外資系企業であるC社は、本国から従業員Dを駐在員として、日本子会社（支店）に派遣することにした。
- C) 大学Eは、外国在住の外国人Fの入学を許可した。
- D) 外国人Gは、日本へ単身赴任していたが、妻子HIと同居するため、日本に呼び寄せたい。

就労と在留資格

無条件就労可(身分系)	就労可能(就労系、在留資格で認められた活動のみ)	就労不可
I. 永住者 特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法） Cf. 帰化（国籍法4条以下） II. 日本人の配偶者等 III. 永住者の配偶者等 IV. 定住者	I. 外交 II. 公用 III. 教授 IV. 芸術 V. 宗教 VI. 報道 VII. 高度専門職 VIII. 経営・管理 IX. 法律・会計業務 X. 医療 XI. 研究 XII. 教育 XIII. 技術・人文知識・国際業務 XIV. 企業内転勤 XV. 介護 XVI. 興行 XVII. 技能 XVIII. 特定技能 XIX. 技能実習	I. 文化活動 II. 短期滞在 III. 留学 IV. 研修 V. 家族滞在 ◆資格外活動許可 対象 — 在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動 ・ 個別許可 ・ 週28時間以内の包括的許可 ※ 風俗営業に従事するものを除く
		就労が認められるかどうかは、指定される活動内容による
		I. 特定活動

就労資格の内訳

高度人材	専門職	国内の労働力不足に対応して、外国人を受け入れるための資格
I. 高度専門職	I. 外交 II. 公用 III. 教授 IV. 芸術 V. 宗教 VI. 報道 VII. 経営・管理 VIII. 法律・会計業務 IX. 医療 X. 研究 XI. 教育 XII. 技術・人文知識・国際業務 XIII. 企業内転勤 XIV. 介護 XV. 興行 XVI. 技能	I. 特定技能 II. 技能実習

技能

1. 調理師
2. 外国特有の建築または土木
3. 外国に特有の製品の製造又は修理
4. 宝石、貴金属又は毛皮の加工
5. 動物の調教
6. 石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査
7. パイロット
8. スポーツの指導
9. ワイン鑑定

特定技能、技能実習の業種

特定技能	技能実習
介護 ビルクリーニング 工業製品製造業 建設 造船・舶用工業 自動車整備 航空 宿泊 自動車運送業 鉄道 農業 漁業 飲食料品製造業 外食業 林業 木材産業	農業関係(2職種6作業) 漁業関係(2職種9作業) 建設関係(22職種33作業) 食品製造関係(11職種16作業) 繊維・衣服関係(13職種22作業) 機械・金属関係(15職種29作業) その他(13職種25作業)

定住者告示

1号イ 国際連合難民高等弁務官事務所が推薦するアジア各国の難民とその家族
1号ロ 上記難民の親族で相互扶助が可能な者
2 削除
3 日本人の実子
4 日本人の実子の実子(孫)
5号イ 日本人の配偶者等の在留資格を持つ日本人の子の配偶者
5号ロ 定住者の配偶者
5号ハ 定住者(日本人の実子・孫)の配偶者で素行が善良な者
6号イ 日本人・永住者・特別永住者の扶養を受ける未成年の未婚実子
6号ロ 定住者の扶養を受ける未成年の未婚実子
6号ハ 定住者(日本人の実子・孫)の扶養を受ける未成年の未婚実子で素行が善良な者

6号ニ 日本人・永住者・特別永住者・定住者の配偶者の扶養を受ける未成年の未婚実子
7号イ 日本人の扶養を受ける6歳未満の養子
7号ロ 永住者の扶養を受ける6歳未満の養子
7号ハ 定住者の扶養を受ける6歳未満の養子
7号ニ 特別永住者の扶養を受ける6歳未満の養子
8号イ 戦後中国に残留した元日本国民
8号ロ 戦後中国に残留した元日本国民の子
8号ハ 中国残留邦人等支援法の対象者
8号ニ 永住帰国した中国残留邦人等の親族(配偶者・子・障害のある実子・扶養が必要な実子・その配偶者)
8号ホ 中国残留邦人等に6歳前から扶養されていた養子や配偶者の連れ子

さらに告示外定住者

在留資格関係その他

- 外資系企業設立、支店設置のときに検討
 - 身分系資格
 - 経営・管理
 - 企業内転勤
 - 技術・人文知識・国際業務
 - 高度専門職
- 特区による在留資格
- 永住者ガイドライン

在留カードと特別永住者証明書

- 中長期在留者には、在留カードが交付される

中長期在留者とは、日本に在留資格を持って在留する外国人のうち以下の者を除く者。

- i. 3月以下の在留期間が決定された者
- ii. 短期滞在の在留資格が決定された者
- iii. 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- iv. 上記に準じる者として、法務省例で定める者
- v. 特別永住者

Cf. 日米地位協定

- ◆ 在留カードの常時携帯義務
- ◆ 法改正によるマイナンバーとの一体化(特定在留カード)

- 特別永住者には、特別永住者証明書が交付される

- ◆ 携帯義務なし
- ◆ 特別永住者証明書と、永住者の在留カードの有効期限は7年

外国人に関する届出義務等

● 中長期在留者の届出（14日以内）

- 新規上陸後の住居地の届出。 住居地変更の届出
- 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出（特別永住者にも適用あり）
 - － 氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域
- 活動機関に関する届出・契約機関に関する届出（就労系の在留資格の外国人）
 - － 機関の名称・所在地の変更、消滅
 - － 離脱・移籍、契約の終了・新たな契約の締結
- 配偶者に関する届出（家族滞在、日本人の配偶者、永住者の配偶者）
 - － 離婚、死別

- 住居地を届出済みの中長期在留者又は特別永住者は、住民票の取得可
- 印鑑登録をすると、印鑑証明書の取得可

外国人の雇用関係

- 労働契約の準拠法と、労働基準法等の法令の遵守義務(通則法12条)
- 労働条件通知書 (労働基準法15条1項)
- 最低賃金
 - 技能実習生、特定技能外国人にも適用あり
- 社会保険の加入義務
 - 外国人の年金の脱退一時金
 - 社会保障協定
- 不法就労助長罪(入管法73条の2)
- 雇用者による各種届出義務 (入管法19条の17、雇用対策法28条)

外国人の会社設立

- 会社の経営ができる在留資格
 - 高度専門職
 - 経営・管理
 - 身分系の在留資格
- 上記に該当しないときは、経営・管理に資格を変更できるか確認
 - ① 事業規模
 - i. 資本金3000万円
 - ii. 1人以上の常勤の従業員（日本人・身分系の在留資格）
 - ② 独立した事務所
 - ③ 実務経験またはMBA等の学位
 - ④ 事業の継続性（事業計画書）
- 許認可事業
- 個人事業主

在留資格変更・更新

- 在留資格更新許可申請(21条)
 - 在留期限が来てしまったが、引き続き、同じ活動をしたいケース
 - 標準処理期間 2週間～1か月
- 在留資格変更許可申請 (20条)
 - 在留資格所定の活動と違う活動をしたいケース
 - 標準処理期間 2週間～1か月

例

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 留学 | → 技術・人文知識・国際業務 |
| 2. 就労系 | → 日本人又は永住者の配偶者 |
| 3. 技術・人文知識・国際業務 | → 経営・管理 |

◆ 在留期間の特例(20条5項、21条4項)

在留資格更新許可申請又は在留資格変更許可申請をしたときは、在留期間が満了後、処分が出るまでの最長2ヶ月間、引き続き、従前の在留資格で日本に在留できる。

再入国許可(26条)

・在留資格を有している外国人が、一時出国したい場合

1. みなし再入国許可 1年以内 (特別永住者 2年以内)
2. 再入国許可 5年以内 (特別永住者 6年以内)
 - ・ 一回限り有効な許可と数次再入国許可
 - ・ 短期滞在は対象外

在留資格の取り消し(22条の4)

以下の期間、在留資格に関わる活動をしていないのは、在留資格の取消しの原因になる。

なお、現在の在留資格の活動を行っておらず、他の資格の活動を行っている又は行おうとしている場合には、下記の期間に関わらず取り消し原因になる。

- | | | |
|----|------------------|-----|
| a. | 身分系以外の在留資格 | 3ヶ月 |
| b. | 高度専門職2号 | 6ヶ月 |
| c. | 日本人の配偶者又は永住者の配偶者 | 6ヶ月 |

－ その他の取消し原因

不法滞在, オーバーステイ等

I. 退去強制 (24条)

- － 上陸拒否期間 5年 二度目以降は、10年

II. 出国命令 (24条の3)

主な要件 以下のすべてに該当すること

- ① 自ら入国管理局に出頭したこと
- ② 不法残留のほかに、所定の法令違反がないこと
- ③ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと

- － 上陸拒否期間 1年
- － 入国管理局に収容されることなく、日本を出国することができる

- 仮放免 (54条)
- 在留特別許可 (50条)
- 難民申請
- 刑罰法規違反による上陸拒否期間は無期限 (5条)
- 上陸拒否事由と上陸特別許可 (12条)

おわりに

- 日本にいる外国人
 - 国籍により職業、在留状況などに、ある程度の傾向有
- 外国語の必要性
 - 案件により異なるが、できた方が有利
- 営利目的在留資格等不正取得助長罪(74条の6)

ご清聴ありがとうございました